

鳥取縣公報

昭和十八年八月十三日
金曜 日
第千四百五十九號 昭和十八年八月拾六日

縣令

鳥取縣令第四十八號

昭和十二年三月鳥取縣令第七號穀物検査手数料規則及昭和八年六月鳥取縣令第十七號入庫検査申請手續ハ之ヲ廢止ス

昭和十八年八月十三日

鳥取縣知事 武 島 一 義

訓令

鳥取縣訓令第十八號

農産物検査所長

明治四十四年九月鳥取縣訓令第四十九號農産物検査吏員服

目次

- 縣令
 - 穀物検査手数料規則等廢止……………一頁
 - 訓令
 - 農産物検査吏員服務心得等廢止……………一頁
 - 告示
 - 商工經濟會頭詮衡委員任命……………二頁
 - 米麥検査令施行規則制定……………二頁
 - 食糧検査所處務規程中改正……………三頁
 - 米麥検査令施行ニ關シ食糧検査所長ニ於テ定メ又ハ指定ノ件中改正……………四頁
 - 農産物検査吏員徽章等廢止……………四頁
 - 農産物検査所規程廢止……………四頁
 - 干瓢集荷配給統制要綱制定……………五頁
 - 縣稅検査章返納並交付……………五頁
 - 食糧管理事務取扱員異動……………六頁
- 彙報
 - デング熱に就テ……………二頁
 - 鳥取縣國民貯蓄第一四半期增加狀況……………一五頁
 - 町内會、部落會に納稅部……………一七頁

00257

務心得及大正二年三月鳥取縣訓令第十四號農產物検査所出張所消耗品代料拂支給手續並ニ昭和四年五月鳥取縣訓令甲第十一號鳥取縣農產物検査所生産検査員同検査員補手当支給規則ハ之ヲ廢止ス

昭和十八年八月十三日

鳥取縣知事 武 島 一 義

告示

鳥取縣告示第四百二十號

商工經濟會法第十四條ノ規定ニ依リ鳥取縣商工經濟會ノ會頭詮衡委員ヲ左ノ通昭和十八年八月五日任命セリ

昭和十八年八月十三日

鳥取縣知事 武 島 一 義

- 尾崎篤次郎 鳥取市元魚町一丁目八番地
- 倉部國治 東伯郡倉部町大字東仲町二千五百七十三番地

- 日ノ丸自動車株式會社 代表取締役 田中道夫 鳥取市東品治町
- 合資會社野坂商店 代表者 野坂寬治 米子市紺屋町
- 保證責任米子鐵工機械器具工業組合理事長 小林貞二郎 米子市加茂町二丁目
- 鳥取縣會議議長 八頭郡國英村
- 鳥取縣中田信儀 中田辰雄 西伯郡賀野村
- 鳥取縣中田辰雄 鳥取縣中田辰雄
- 鳥取縣中田辰雄 鳥取縣中田辰雄

鳥取縣告示第四百二十一號

米麥検査令施行規則ノ施行ニ關シ左ノ通定メ昭和十八年八月十三日ヨリ之ヲ施行ス

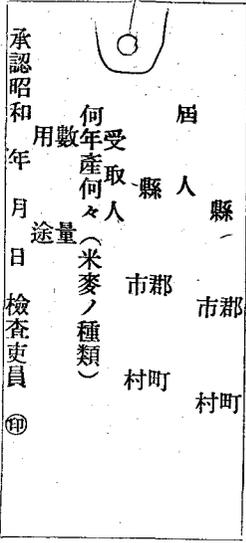
昭和十八年八月十三日

鳥取縣知事 武 島 一 義

- 一 陸稻梗玄米、糯玄米、粳粳及糯粳ニ付米麥検査令施行規則(以下規則ト稱ス)第十八條ノ規定ニ依リ検査等級決定シタルトキハ同則第十九條ノ規定ニ依ルノ外其ノ票箋ノ裏面ニ左ノ記號ヲ押捺スベシ

00258

- 一 肉色 黒 但シ昭和十八年十月三十一日迄紫ヲ用フルコトヲ得
- 二 規則第五條ノ規定ニ依リ検査ヲ受クルコトヲ要セザル米麥ヲ移送セントスル者ハ包裝ニ左ノ様式ニ依ル荷札ヲ附シ検査吏員ノ認印ノ押捺ヲ受クベシ



規則第十一條ノ規定ニ依ル米麥ノ量目ハ左ニ依ルベシ

- 一 玄米、精米、稗麥及小麥 十六貫
- 二 粳 十二貫
- 三 大麥 十二貫
- 四 屑玄米 十二貫

- 五 屑大麥 八貫
- 六 屑稗麥及屑小麥 十貫

鳥取縣告示第四百二十二號

昭和十八年四月鳥取縣告示第九十九號食糧検査所處務規程中左ノ通改正ス

昭和十八年八月十三日

鳥取縣知事 武 島 一 義

- 第三條第一項ニ左ノ三號ヲ加フ
- 三 農產物検査員
- 四 農產物検査員補
- 五 農產物検査助手
- 第三條ニ左ノ二項ヲ加フ
- 農產物検査員及農產物検査員補ハ上官ノ命ヲ承ケ検査及調査ニ關スル事務ニ従事ス
- 農產物検査助手ハ上官ノ命ヲ承ケ検査及調査ニ關スル事務ヲ補助ス

00259

附 則
本規程ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

◇鳥取縣告示第四百二十三號

昭和十八年二月鳥取縣告示第五十七號(米麥検査令)施行ニ關シ食糧検査所長ニ於テ定メ又ハ指定ノ件)中左ノ通改正シ昭和十八年八月十三日ヨリ之ヲ施行ス

昭和十八年八月十三日

鳥取縣知事 武 島 一 義

第六號ノ次ニ左ノ一號ヲ加フ

七 米麥検査令施行規則第五條第三號ノ規定ニ依リ食糧

検査所長ノ指定スル米麥左ノ如シ

災害ニ因リ品位極メテ劣惡トナリタル糯米麥並ニ燒

米麥

◇鳥取縣告示第四百二十四號

昭和四年四月鳥取縣告示第一百十號鳥取縣農產物検査吏員徵

章、昭和四年四月鳥取縣告示第一百十一號鳥取縣農產物検査所検査吏員採用規程、昭和八年六月鳥取縣告示第二百七十八號鳥取縣穀物検査標準品査定會規則、昭和十四年十一月鳥取縣告示第七百二十六號穀物検査規則ニ依ル等級設置期間及昭和十七年一月鳥取縣告示第三十七號鳥取縣屑米検査要項ハ之ヲ廢止ス

昭和十八年八月十三日

鳥取縣知事 武 島 一 義

◇鳥取縣告示第四百二十五號

昭和十三年十一月鳥取縣告示第六百八十七號鳥取縣農產物検査所規程ハ昭和十八年八月十三日限り之ヲ廢止ス

同規程ニ基キ設置セル農產物検査員、農產物検査員補及農

產物検査助手ハ本規程廢止ト同時ニ鳥取縣食糧検査所處務

規程第三條ノ職員ト看做ス

昭和十八年八月十三日

鳥取縣知事 武 島 一 義

00260

◇鳥取縣告示第四百二十六號

本縣ニ於テ生産スルかんびようノ集荷配給統制要綱左ノ通定ム

昭和十八年八月十三日

鳥取縣知事 武 島 一 義

鳥取縣かんびよう集荷配給統制要綱

第一 鳥取縣ニ於ケルかんびようノ集荷配給統制ハ本要綱ノ定ムル所ニ依ル

第二 本縣ニ於テ生産シタルかんびようノ集荷ハ本縣系統農會ノ統制ニ從フモノトス

第三 販賣組合ニ非ザレバかんびよう生産者ヨリかんびようヲ買受ケ又ハ販賣ノ委託ヲ受クルコトヲ得ズ 但シ知事ノ指定シタル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

かんびようヲ買受ケ又ハ販賣ノ委託ヲ受ケントスル時ハ其ノ生産者ノ所屬スル市町村農會ノ出荷統制計畫ニ依ルベシ

第四 かんびようヲ買受ケ又ハ販賣ノ委託ヲ受ケタル者ハ保證責任鳥取縣信用購買販賣利用組合聯合會(以下縣產聯ト稱ス)ニ販賣シ又ハ販賣ノ委託ヲナスノ外之ガ處理ヲナスコトヲ得ズ

第五 縣產聯ガ買受ケ又ハ販賣ノ委託ヲ受ケタルかんびようハ産業組合又ハ商業組合ニ於テ處理スルモノトシ此ノ場合ハ豫メ其ノ計畫ヲ樹テ知事ノ承認ヲ受クベシ

第六 縣產聯ハ其ノ取扱ヒタル數量ニ付毎月分ヲ翌月十日迄ニ知事ニ報告スベシ

第七 知事ハかんびようノ集荷配給統制上必要ト認メタルトキハ既ニ爲シタル承認ヲ取消シ又ハ報告ヲ徵シ若ハ必要ナル命令ヲ發スルコトアルベシ

◇鳥取縣告示第四百二十七號

西伯地方事務所管内ニ於テ縣稅検査章ヲ左ノ通返納並ニ交附セリ

昭和十八年八月十三日

鳥取縣知事 武 島 一 義

區分	番號	返納年月日	所屬廳名	職名	氏名
縣稅検査章	七一	昭和十八年七月二十二日返納	西伯郡成實村	書記	入江 英治
同	二〇一	同	東長田村	同	井上 良秋
同	一〇五	同	上道村	同	門岡喜久江
縣稅検査章	一一二	昭和十八年七月二十二日交付	西伯郡成實村	書記	山川 誠
同	一一三	同	上道村	同	遠藤 元治
同	一一三	同	大國村	同	杉原 龜義
同	一一四	同	同	同	伊藤 浩
同	一一五	同	外江村	同	南家 章一

八頭郡	鳥取縣知事	武島 一義
解囑シタル者ノ氏名	囑託シタル者ノ氏名	擔當區域
伊藤 定藏	林 始	賀茂村役場
佐々木 常雄	奥田 幸男	國中村役場
内山 善太郎	深田 良夫	同
山本 正春	大川 勝治	船岡村役場
寺岡 勇	山下 二郎	同
林 喜美雄	田中 重藏	同
安藤 龜治	林 重雄	大伊村役場
上原 敏考	小原 幸貞	國英村役場
藤原 豐明	安東 龜雄	同
前田 秀雄	有田 正一	同
岡村 周一郎	渡邊 政晴	同
河原町	同	同
河原町役場	同	同

鳥取縣告示第四百二十八號

食糧管理事務取扱員左ノ通異動アリタリ

松本 義親	谷田光 澤吉	同	同	小林 喜努雄	藤田 善一	安部村	安部村役場
岩永 明	荒田 友吉	同	同	中山 義登	遠藤 喜代藏	同	同
木下 宇市	森本 長治	同	同	植田 林造	西川 登喜夫	同	同
西尾 稔	美田 勇治	同	同	木原 立身	小林 憲一	同	同
樋口 國雄	松本 頼三	同	八上村	澤田 有國	八田 榮男	丹比村	丹比村役場
田中 幸美	田中 重市	同	同	坂本 憲治	山根 薫	同	同
中塚 壽治	西田 幸實	同	同	山根 和治	岡田 政雄	同	同
露木 博三	谷本 重正	同	西鄉村	小林 庄藏	森本 彗藏	同	同
有田 輝雄	尾崎 安太郎	同	同	山根 義明	多内 八治	同	同
藤田 公治	中塚 貞男	同	同	古谷 万壽男	安住 佳次	智頭町	智頭町役場
林 近太郎	中原 慶治	同	同	藤原 重治	古谷 弘	同	同
山田 保	田村 喜代藏	同	散岐村	林 義博	田中 信藏	同	同
佐々木 義實	田中 益春	同	同	寺坂 慶太郎	岡本 美佐男	同	同
中山 竹治	西山 利雄	同	同	中田 虎藏	藤森 吉藏	同	同
竹内 正明	金持 正男	同	同	古田 時之助	國岡 薫	同	同
北尾 二郎	同	同	同	安住 源治	土井 龜太郎	同	同

00265

朝倉輝光	長谷川弘	榮村	榮村役場	足立義寛	水上春重	彦名村	彦名村役場
村岡民雄	横山輝夫	同	同	門脇寛重	門西勳夫	米子市	米子市役所
市下一正	齊尾勝太郎	同	同	加藤孝己	田淵金雄	同	同
田中一	河本直太郎	同	同	山根信男	田原俊	淀江町	淀江町役場
新川榮次郎	伊藤伊八	同	同	越田英一郎	吉田峻	同	同
田中愛藏	田中隆壽	八橋町	八橋町役場	森田美佐男	森田仁三	宇田川村	宇田川村役場
丸本剛市	柿本豊明	同	同	松原利秋	田中又善	同	同
小谷常正	福田仙次郎	同	同	島守藏	大塚兼治	同	同
桑本米吉	山本正己	由良町	由良町役場	宮倉巖	仲田好良	同	同
山脇壽雄	大家正明	同	同	梅原皓	精山勇	同	同
津村茂龜治	仲山俊藏	泊村	泊村役場	奥田千一	横畑一二	同	同
梶川紀一	山下平太郎	淺津村	淺津村役場	野坂連一	田草惠藏	名和村	名和村役場
山根友三郎	土井時太郎	同	同	妹尾孝通	妹尾鹿太郎	巖村	巖村役場
尾崎尚俊	中條義松	同	同	長井英雄	田邊清俊	大和村	大和村役場
荒尾義正	美船麻美	小鴨村	小鴨村役場	松中惣太	松永永伯	同	同
西伯郡	生田良三	古布庄村	古布庄村役場	山内良雄	西田勇雄	同	同

00266

松澤允武	村澤喜義	同	同	長武巖	遠藤条重	同	日光村役場
大東房壽	石谷實	日吉津村	日吉津村役場	松本繁	森嘉章	日光村	日光村役場
山守孝一	清水隣平	同	同	桂藤美義	山本登	根雨町	根雨町役場
日野郡	鷺見武美	庄内村	庄内村役場	田邊光博	山中茂富	溝口町	溝口町役場
松岡寛一	田邊正雄	多里村	多里村役場	山岡良喜	伊澤次郎	同	同
寶石森正	山垣明	日野上村	日野上村役場	倉橋辰雄	森田正義	同	同
福岡武龜	石田一美	石見村	石見村役場	深田義雄	田淵富藏	同	同
榎田鶴男	柴原三穂	同	同	松原富重	松原正重	同	同
柴田善二	生田榮枝	日野村	日野村役場	影山晃雄	景山義男	同	同
川上正一	川上龍一	同	同	同	同	同	同
長岡輝雄	長岡清	米澤村	米澤村役場	同	同	同	同
砂口寛一	新見正己	日光村	日光村役場	同	同	同	同
相見敏明	神庭隆次郎	同	同	同	同	同	同
高橋雄參	中島壽憲	同	同	同	同	同	同
遠藤覺三	木村利治	同	同	同	同	同	同
本庄長榮	田中愛二	同	同	同	同	同	同

鳥取縣公報 第千四百五十九號 昭和十八年八月十三日 (第三種郵便物認可)

鳥取縣公報 第千四百五十九號 昭和十八年八月十三日 (第三種郵便物認可)

彙報

デング熱に就て

南方との交通漸次頻繁

豫防措置に萬全を期せよ！

現下時局の進展と共に大東亞圈内との交通が逐次頻繁になるにつれて、外來傳染病の内地侵入の虞も追々多くなり殊にデング熱については幸にして本縣には未だその發生はないけれども客年の實情から推察すると、臺灣とか南支及び南方諸地域から内地に入つて多發したものが相當認められるので、速かにこれが豫防の措置を講じて置かなければ國民の保健、生産の増強等現下の國策上支障を來す處が蓋し少くない。依つて本縣では今回縣下各市町村並に縣郡市醫師會に「デング熱豫防要項」を送つて豫防措置の萬全を

期してゐるので、縣民各位は充分協力してその完璧に努められたい。

◆ 豫防要項

- 一、病原體はまだ明瞭でないが濾過性のものと認められてゐる。
- 二、病原體は蚊に依つて傳播せられ、その蚊は「一筋縞蚊」又は「熱帶縞蚊」であつて、中でも一筋縞蚊は内地到る所に發生してゐる。
- 三、發病後五日以内の患者の血を吸つた一筋縞蚊又は熱帶縞蚊は、吸血後第八日目に至ると感染力を發現して、この蚊が人体を刺すと病毒を傳播する。

第一 豫防措置

- 一、侵入防止並に患者發生の虞ある場合の處置
 - 1 臺灣、南支又は南方諸地域と關係のある港灣所在地の市町村長は、警察官吏並に港務官吏等と密接に連絡して、デング熱様の症狀ある患者を發見した時は市町村醫師として檢診せしめ、醫師は本病患者を診察し若くは

00268

其の死体を檢案した時は、患者又は其の保護者に對して豫防方法を指示すると共に、患者住所地の市町村長に直に通報することになつてゐる。患者は發病後五日間は晝夜共に蚊帳の内に靜養して蚊との接觸を避けねばならぬ。

2、其の他の地域で患者發生の虞ある場合に於ては左の措置を採ること。

- イ、媒介蚊の發生を極力防止すること。
- ロ、各戸に蚊帳を使用すること。
- ハ、適當の方法により町内會、隣組等でデング熱の傳染経路、症狀等に関する知識を普及し、患者の早期發見に協力すること。

二、患者發生の場合の處置

1、市町村ではデング熱患者の發生轉歸の通報を受けたら傳染病患者名簿に「デング熱」の口座を設けて必要事項を記すと共に知事に報告し、且つ患者發生の場所を

中として三百米の範圍内は極力蚊の發生防止に努め衛生係吏員は患者の靜養状況を監視すること。

- 2、町内會長、部落會長、隣組長はデング熱の疑ひある患者あることを聞いたら直に醫師の診斷を受けるやう勸奨し、もし診斷を受けない時は其の旨市町村長に届出ること。
- 3、市町村長は右の届出を受けたら直に醫師をして診斷せしめ、デング熱であることがわかつたら前述の處置を採ること。

◆ 病狀 經過

デング熱の潜伏期は通常五日乃至八日であつて、前驅症は殆ど認めない。症狀は突然惡寒又は惡寒戰慄を以て發熱し、三十九度から四十度の高熱を發して頭痛、腰痛、腰節痛等を訴へ、又時に耳痛を訴へる者もある。この間顔面は潮紅して腫れたやうに見へ、結膜は充血し、口渴著しく、食慾は甚しく缺乏し、全身倦怠はげしく脱力感が甚し

0026
0027

い。又便秘を伴ふものもある。そして二三日で一たん下降し、下降數時間或は一―二日で再び發熱して四十度前後に上りて數日乃至一週間に及ぶ。

第二の發熱と前後して發疹を見るが、屢々これを伴はないものもある。發疹はアセモヤハンカの時のやうであつて手のひら、手の甲、前膊、大腿部に多いが、一兩日で消褪する。

熱が高い割合に脈搏は多くならぬが、血液の白血球減少が現はれる。經過は七日乃至十日で終り、合併症や後貽症は特に顯著なものはなく、死亡は殆ど無いと見てよい。ただこの病氣は發生し始めると短期間に多數の患者が發生して、罹病中は勿論其の後に於ても活動を阻害することが多いので、時局下國民能力の極度に發揮されねばならぬ時、この病氣の發生はまことに由々しき一大事といはねばならぬのである。

よほどこの病氣を経過したものは若干期間或は程度の免疫

性を得るが、再感染も決して珍しくない。

◆ 一筋 縞 蚊

デング熱が日本内地では一筋縞蚊によつて傳播されることは前に記したが、この蚊は内地到る所(北海道以北は未詳)に棲息し、黒色に銀白彩ある小型の蚊で、雌の体長四・六耗、翅長三・二耗、頭頂から胸部の背面中央にかけて縦に白線が一本はつきりと見られ、又後脚に白斑がある。晝間でも血を吸ひ、知らぬ間に刺されることがあるから、夜明けから夕方までの間に飛んで來る蚊には特に注意を要する。飛翔距離は例外を除き二―三百米は確實と想像される。

幼虫(ぼうふり) も小型であつて頭が褐色、体色は白茶色で、成虫に較べて他種類の蚊との區別が困難である。

一たんデング熱の病氣を持った成虫は生存期間中傳染力を失はないが、その卵には病氣は移行しない。成虫は一般に内地では越冬はしないといはれてゐるが、一定條件の下に越冬すべしといふ實驗成績もある。

00270

發生は八月中旬頃から急に増加して九月中旬頃に最盛に入り十月に入ると急に減退するのであつて、即ち他の蚊より幾分發生時期が遅いわけである。

デング熱の病氣は、傳染した患者の潜伏期の末期から、發病後五日以内の期間内にこの蚊が血を吸つた時、蚊に病氣が傳はり、更に吸血後第八日以後に至つて初めて他に感染せしめることが出来るものであるから、右の條件に該當しない場合には病氣傳播はない。尙一筋縞蚊の撲滅法は一般の蚊に於けると同様でよいから、適宜勵行すべきである。

(衛生課)

鳥取縣國民貯蓄

第一四半期増加狀況

我等は千艱萬苦を克服し
愈々貯蓄戰に勝ち抜かん

我が國の昭和十八年度國民貯蓄目標額二百七十億圓、これに伴ふ縣の目標額八千萬圓の達成については、縣民各位の非常なる努力の下に着々好成绩を擧げてゐまして、その第一四半期たる四月より六月に至る三ヶ月間の實績は二千七百三十九萬一千八百四十二圓で本年度目標額に對する増加割合三割四分二厘といふ優秀な成績を示してゐます。今これを貯蓄種別によつて記しますと次の通りであります。

種 別	第一四半期實績	本年度達成目標
銀行預金	八、三六八、六九〇	一九、〇〇〇、〇〇〇
無盡會社積立金	△ 三四、五〇一	三〇〇、〇〇〇
信用組合貯金	五、六五七、〇三〇	二二、〇〇〇、〇〇〇
郵便貯金	六、二六六、七六二	一七、五〇〇、〇〇〇
簡易生命保險	九七九、四九〇	三、五〇〇、〇〇〇
郵便年金	三八九、四二三	一、七〇〇、〇〇〇
生命保險	一、六七四、〇〇〇	六、〇〇〇、〇〇〇
郵便局賣出國債	二、四九一、八〇一	九、〇〇〇、〇〇〇
及戰時債券		

00271

其他ノ有價證券 一、五九九、一四七

合 計二七、三九一、八四二 八〇、〇〇〇、〇〇〇

目標額ニ對スル増加率 三四、二%

(逓信局調ニカ、ル五、六月分郵便局賣出國債及ビ戰債時券ハ未報告ニツキ推計ニ依ル)

即ち昨十七年度第一四半期に於ては目標額に對し三割一厘でありましたが、本年は三割四分二厘といふ成績となつてゐまして、我が國全体の今期成績が七十九億四百萬圓で本年度目標額のが、二割九分であつたのが、斷然優れた実績を示してゐますことは、これ全く縣民各位の熱烈なる愛國心の下に挺身協力せられた結果として感謝に堪えぬ處であります。

しかし第二四半期に入りますと炎暑等の關係からとかく勤勞能率が低下し、それに避暑や旅行に出る者もあつたりして消費が増加する關係からか、一般に貯蓄が思ふやうに上らない傾向があり、殊に昨年同様の如きはそれが甚かつた

のであります。現在凄愴苛烈な決戦の行はれてゐる現下の時局に於て前線將兵の晝夜を分たぬ勇戦奮闘を思ふ時、我々は暑いからといつて絶対に緊張をゆるめるやうなことがあつてはなりません。一億國民は一層の努力を以て増産に貯蓄に挺身しなければならぬのであります。

今や敵は緒戦の惨敗から漸く立直つて戦力を増強し、日本の南方占領地域の生産機構が充分整備されないで、その戦力が思ふやうにならないうちに總反攻を行ひ、莫大な戦力消耗を覺悟して次から次へと戦力を注ぎ込み、我が軍の質的優秀に對し量的優秀を以て壓伏せんとする大消耗戦を企てゐる様子でありまして、我等は毅然としてこの敵の反攻を粉碎し、最後まで勝ち抜かねばなりません。

戦局の進展と共に國民生活は追々逼迫して來ますが、我々も苦しい如く敵も苦しいのであります。戦はその苦しみを耐えぬいて、最後の五分間を耐え忍んだものが勝つのであります。暑さにめげず、物資の不圓滑を克服せん。銃後も前

00272

線に劣らず敢闘に敢闘を重ねて職場にたゞかむ、決戦生活に徹して貯蓄に邁進し、「量には量を以て」戦はねばなりません。戦争をしてゐるのは他の人ではなく、我々自身であります。

(地 方 課)

町内會部落會に納税部を

租税公課の納付を容易確實に

本年一月十一日を以て部落會町内會等に部制設置に關する通牒を發し、既に各地それらの實情に即して部制を設けて圓滑なる運営を期してゐるのであるが、本年三月十六日法律第六十四號により「納税施設法」が公布されて、納税団体並に納税準備預金等に關し制定を見たので、これに伴ひ新たに町内會部落會に納税部等の機構を整備して、國稅地方稅其の他の公課の納付を容易確實ならしめると共に

國內納税体制の確立に資することとなつた。要領は概ね次の通りである。

一 町内會部落會に納税部等の機構を設けること。
但し從來これに相當する部制或は納税組合等を有する町内會や部落會では其の事業をこれに統合し、又地方の實情に依つては貯蓄部等と併設して貯蓄納税部等とするも差支へない。

二 納税部には部長一名、要すれば委員若干名を置く。
部長及び委員は町内會員又は部落會員の中から町内會長又は部落會長が選任し、委員は部長を輔けて納税事業に關する事務に従事するのであつて、この部長及び委員の選任については人格高潔にして會員の信用厚きは勿論、率先垂範して熱意を以て會員を指導する人物を得るに努めねばならない。
又多年納税組合長として經歷を有し、右に該當する人物があればこれを部長或は委員とするは極めて適當と

認められる。

三 納税部に於ては納税施設法第一條に掲げられた事項を掌る。

「納税施設法第一條

本法ニ於テ納税団体トハ団体員ノ命令ヲ以テ定ムル租税公課ノ納付ヲ容易ナラシムル爲當該租税公課ノ納付又ハ其ノ納付資金(納税資金ト稱ス以下同ジ)ノ管理及當該租税公課ノ納付ニ關シ必要ナル事業ヲ行フ町内會部落會其ノ他ノ団体ヲ謂フ」

四 納税部に於ては金錢の取扱ひを爲すことが多いのでその經理に遺憾なきを期し、必要に應じては經理の監査に當る者を置く等これが組織及び運用について、實情に即し適切なる方途を講ずる。

五 職域納税組合以外の納税組合は、地方の實情に應じて漸次町内會部落會に統合し、その事業は町内會部落會の納税部をして實施せしめる。
(地方課)

昭和十八年八月十三日印刷
昭和十八年八月十三日發行

◎週報寫眞週報掲載内容(八月十一日發行)

▲週報

- 戦力増強と重要礦物
- 實施された衣料の簡素化
- 企業整備質疑應答
- 勤勞報國隊の手引
- 頼母しい戦争生活例當選發表
- 夏の子供の生活指導
- 生活必需品資動員計畫問答

▲寫眞週報

- 起ち上つた新ビルマ國
- ビルマ起つ(現地寄稿)
- 澤庵の現地自給
- パビゴンの戦(ビルマ人作家オウ・ト・ウ)
- 朝鮮同胞も護國の大任に
- たくましい朝鮮の銃後
- 氣持のよかつた汗の奉仕
(滿洲建設勤勞奉仕隊女子青年隊)
- 増産手帳
- ビルマの防空も隣組で

鳥取縣鳥取市東町
發行所 鳥取縣鳥取市吉方町
鳥取西島(19)印刷所